

港湾工事共通仕様書

平成24年4月

国土交通省 港湾局

港湾工事共通仕様書(H24. 4版) 新旧対照表

頁	行又は項目	現行	改正
1-22	第1編 共通編 第1章 総則 第1節 総則 1-1-2 用語の定義	30.「書面」とは、手書き、印刷物等による伝達物をいい、発行年月日を記載し、署名又は捺印したものを有効とする。別に定めがある場合は、それによらなければならない。緊急を要する場合は、ファクシミリ又は電子メールにより伝達できるものとするが、後日有効な書面と差し換えなければならない。	30.「書面」とは、手書き、印刷物等による伝達物をいい、発行年月日を記載し、署名又は捺印したものを有効とする。但し、工事帳票管理システムを用いて作成及び提出等を行った書面について、署名または捺印の取り扱いについては監督職員と協議するものとする。なお、書面の様式は1-1-36提出書によらなければならない。緊急を要する場合は、ファクシミリ又は電子メールにより伝達できるものとするが、後日有効な書面と差し換えなければならない。
1-22	第1編 共通編 第1章 総則 第1節 総則 1-1-2 用語の定義	33.「工事開始日」とは、工期の始期日(契約日)をいう。	削除
1-22	第1編 共通編 第1章 総則 第1節 総則 1-1-2 用語の定義	34.「工事着手日」とは、工事開始日以降の実際の工事のための準備工事(現場事務所等の建設又は測量を開始することをいい、詳細設計を含む工事にあつてはそれを含む。)の初日をいう。	34.「工事着手日」とは、契約日以降の実際の工事のための準備工事(現場事務所等の建設又は測量を開始することをいい、詳細設計を含む工事にあつてはそれを含む。)の初日をいう。
1-26	第1編 共通編 第1章 総則 第1節 総則 1-1-9 工事の着手	受注者は、特記仕様書に定めのある場合を除き、特別の事情がない限り、契約書に定める工事開始日以降30日以内に工事に着手しなければならない。	受注者は、特記仕様書に定めのある場合を除き、特別の事情がない限り、契約書に定める契約日以降30日以内に工事に着手しなければならない。
1-29	第1編 共通編 第1章 総則 第1節 総則 1-1-18 工期変更	<p>1. 契約書第15条第7項、第17条第1項、第18条第5項、第19条、第20条第3項、第21条、第22条第1項及び第43条第2項の規定に基づく工期の変更は、発注者と受注者の協議の前に当該変更が工期変更協議の対象であるか否かを監督職員と受注者との間で確認する(本条では以下「事前協議」という。)ものとし、監督職員はその結果を受注者に通知するものとする。</p> <p>2. 受注者は、契約書第18条第5項に基づき設計図書の変更又は訂正が行われた場合、本条第1項に示す事前協議で工期変更協議の対象であると確認された事項を、必要とする変更日数の算出根拠、変更工程表その他必要な資料を添付し、契約書第23条第2項に定める協議開始の日までに工期変更の協議書を監督職員に提出しなければならない。</p> <p>3. 受注者は、契約書第19条に基づく設計図書の変更又は契約書第20条第3項に基づく工事の全部若しくは一部の施工が一時中止となった場合、本条第1項に示す事前協議で工期変更協議の対象であると確認された事項を、必要とする変更日数の算出根拠、変更工程表その他必要な資料を添付し、契約書第23条第2項に定める協議開始の日までに工期変更の協議書を監督職員に提出しなければならない。</p> <p>4. 受注者は、契約書第21条に基づき工期の延長を求める場合、本条第1項に示す事前協議で工期変更協議の対象であると確認された事項を、必要とする延長日数の算出根拠、変更工程表その他必要な資料を添付し、契約書第23条第2項に定める協議開始の日までに工期延長申請書を発注者に提出しなければならない。</p> <p>5. 受注者は、契約書第22条第1項に基づき工期の短縮を求められた場合、本条第1項に示す事前協議で工期変更協議の対象であると確認された事項を可能な短縮日数の算出根拠、変更工程表その他必要な資料を添付し、契約書第23条第2項に定める協議開始の日までに工期変更の協議書を監督職員に提出しなければならない。</p>	<p>削除</p> <p>削除</p> <p>削除</p> <p>受注者は、契約書第21条に基づき工期の延長を求める場合、発注者と受注者の協議の前に当該変更が工期変更協議の対象であるか否かを監督職員と受注者との間で確認するものとし、監督職員はその結果を受注者に通知するものとする。受注者は、工期変更協議の対象であると確認された場合、確認された事項を、必要とする延長日数の算出根拠、変更工程表その他必要な資料を添付し、契約書第23条第2項に定める協議開始の日までに工期延長申請書を発注者に提出しなければならない。</p> <p>削除</p>
1-34	第1編 共通編 第1章 総則 第1節 総則 1-1-29 工事関係者に対する措置請求	1. 発注者は、現場代理人が工事目的物の品質・出来形の確保及び工期の遵守に関して、著しく不適当と認められるものがあるときは、受注者に対して、その理由を明示した書面により、必要な措置をとるべきことを請求することができる。	1. 発注者は、現場代理人が当該工事の運営・取締り及び工事目的物の品質・出来形の確保及び工期の遵守に関して、著しく不適当と認められるものがあるときは、受注者に対して、その理由を明示した書面により、必要な措置をとるべきことを請求することができる。

港湾工事共通仕様書(H24.4版)新旧対照表

頁	行又は項目	現行	改正
1-37	第1編 共通編 第1章 総則 第1節 総則 1-1-31 諸法令、諸条例の遵守	1. (記載無し)	1. (61)漁業法 (昭和24年法律267号) (62)技術士法 (昭和56年法律25号) (63)計量法 (平成4年法律51号) (64)空港法 (昭和34年法律80号) (65)厚生年金保険法 (昭和29年法律115号) (66)最低賃金法 (昭和34年法律137号) (67)職業安定法 (昭和22年法律141号) (68)所得税法 (昭和40年法律33号) (69)水産資源保護法 (昭和26年法律313号) (70)船員保険法 (昭和14年法律73号) (71)特許法 (昭和34年法律121号) (72)電波法 (昭和25年法律131号) (73)土砂等を運搬する大型自動車による交通事故の防止等に関する特別措置法 (昭和42年法律131号) (74)労働保険の保険料の徴収等に関する法律 (昭和44年法律84号) (75)毒物及び劇物取締法 (昭和25年法律303号) (76)警備業法 (昭和47年法律117号) (77)行政機関の保有する個人情報の保護に関する法律 (平成15年法律58号) (78)高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律 (平成18年法律91号) (79)都市計画法 (昭和43年法律100号) (80)特許法 (昭和34年法律121号) (81)著作権法 (昭和45年法律48号)
1-39	第1編 共通編 第1章 総則 第1節 総則 1-1-36 提出書類	受注者は提出書類を「3. 提出書類様式集」に基づき、監督職員に提出しなければならない	受注者は提出書類を「5. 提出書類様式集」に基づき、監督職員に提出しなければならない
1-42	第1編 共通編 第1章 総則 第2節 施工管理 1-2-2 現場管理	3. 受注者は、以下に示す建設機械を使用する場合は、「排出ガス対策型建設機械指定要領(平成3年10月8日付け建設省経機発第249号、最終改正平成14年4月1日付け国総施第225号)」、「排出ガス対策型建設機械の普及促進に関する規定(平成18年3月17日付け国土交通省告示第348号)」又は「第3次排出ガス対策型建設機械指定要領(平成18年3月17日付け国総施第215号)」に基づき指定された排出ガス対策型建設機械を使用しなければならない。なお、トンネル工事を除き、「特定特殊自動車排出ガスの規制等に関する法律(平成17年法律第51号)」に基づき技術基準に適合するものとして届出された特定特殊自動車を使用する場合はこの限りではない。排出ガス対策型建設機械を使用できない場合は、平成7年度建設技術評価制度公募課題「建設機械の排出ガス浄化装置の開発」、又はこれと同等の開発目標で実施された民間開発建設技術の技術審査・証明事業により評価された排出ガス浄化装置を装着した建設機械を使用することで、排出ガス対策型建設機械と同等と見なす。ただし、これにより難しい場合は、監督職員と協議するものとする。排出ガス対策型建設機械あるいは排出ガス浄化装置を装着した建設機械を使用する場合、受注者は施工現場において使用する建設機械の写真撮影を行い、監督職員に提出しなければならない。	3. 受注者は、以下に示す建設機械を使用する場合は、「排出ガス対策型建設機械指定要領(平成3年10月8日付け建設省経機発第249号、最終改正平成22年3月18日付け国総施第291号)」、「排出ガス対策型建設機械の普及促進に関する規定(平成18年3月17日付け国土交通省告示第348号)」又は「第3次排出ガス対策型建設機械指定要領(平成18年3月17日付け国総施第215号、最終改訂平成23年7月13日付け国総環第1号)」に基づき指定された排出ガス対策型建設機械を使用しなければならない。なお、トンネル工事を除き、「特定特殊自動車排出ガスの規制等に関する法律(平成17年法律第51号)」に基づき技術基準に適合するものとして届出された特定特殊自動車を使用する場合はこの限りではない。排出ガス対策型建設機械を使用できない場合は、平成7年度建設技術評価制度公募課題「建設機械の排出ガス浄化装置の開発」、又はこれと同等の開発目標で実施された民間開発建設技術の技術審査・証明事業により評価された排出ガス浄化装置を装着した建設機械を使用することで、排出ガス対策型建設機械と同等と見なす。ただし、これにより難しい場合は、監督職員と協議するものとする。排出ガス対策型建設機械あるいは排出ガス浄化装置を装着した建設機械を使用する場合、受注者は施工現場において使用する建設機械の写真撮影を行い、監督職員に提出しなければならない。
1-49	第1編 共通編 第1章 総則 第2節 施工管理 1-2-13	(記載無し)	1-2-13 測量・調査 当該工事に必要な測量・調査にあたり、GNSSを使用する場合は、当該工事等の実施区域において行った精度の確認結果を添えて使用申請を監督職員に提出し承諾を得なければならない。

港湾工事共通仕様書(H24.4版) 新旧対照表

頁	行又は項目	現行	改正
1-53	第1編 共通編 第2章 材料 第1節 適用	注)ゴム防舷材については、品質規定の変更(世界標準PIANC2002へ準拠)に伴い、ゴム防舷材耐久性証明書が必要となるため、移行期間として平成24年3月31日までは、従前のとおり港湾工事共通仕様書(平成21年4月)によることができるものとする。	削除
1-53	第1編 共通編 第2章 材料 第2節 土 2-2-1	(記載無し)	3. 土の代替としてスラグ類(鉄鋼スラグ、非鉄スラグ、熔融スラグ等)を使用する場合は、「港湾・空港等整備におけるリサイクル技術指針」の改訂について(平成24年3月30日)を参考にするとし、「循環資材の主な用途に対する環境安全品質と環境安全形式検査方法」の「土工」の基準を満足する試験成績表を監督職員に提出し、承諾を得なければならない。
1-54	第1編 共通編 第2章 材料 第2節 石材等 2-3-2 砂	(記載無し)	4. 砂の代替としてスラグ類(鉄鋼スラグ、非鉄スラグ、熔融スラグ等)を使用する場合は、「港湾・空港等整備におけるリサイクル技術指針」の改訂について(平成24年3月30日)を参考にするとし、「循環資材の主な用途に対する環境安全品質と環境安全形式検査方法」の「地盤改良工、土工」の基準を満足する試験成績表を監督職員に提出し、承諾を得なければならない。
1-54	第1編 共通編 第2章 材料 第2節 石材等 2-3-3 砂利、碎石	(記載無し)	3. 砂利・碎石の代替としてスラグ類(鉄鋼スラグ、非鉄スラグ、熔融スラグ等)を使用する場合は、「港湾・空港等整備におけるリサイクル技術指針」の改訂について(平成24年3月30日)を参考にするとし、「循環資材の主な用途に対する環境安全品質と環境安全形式検査方法」の「土工」の基準を満足する試験成績表を監督職員に提出し、承諾を得なければならない。
1-55	第1編 共通編 第2章 材料 第3節 骨材 2-3-4 石	1. 工事に使用する石は、「JIS A 5006 割ぐり石」に適合しなければならない。 2. 石は、偏平細長でなく、風化凍壊の恐れのないものでなければならない。 3. 石の比重及び質量は、設計図書のとおりとする。 4. 受注者は、施工に先立ち石の比重の試験成績表及び産地を明示した書類を監督職員に提出し、承諾を得なければならない。	1. 工事に使用する石は、「JIS A 5006 割ぐり石」に適合しなければならない。なお、JISに規定する割ぐり石の原石には、「これらに準じる岩石」として鉄鋼スラグ水和固化体製人工石材(以下、「人工石材」と称する。)を含むものとする。ただし、軟石は使用してはならない。 2. 石は、偏平細長でなく、風化凍壊の恐れのないものでなければならない。 3. 石の比重及び規格等は、設計図書のとおりとする。 4. 受注者は、施工に先立ち石の比重の試験成績表及び産地を明示した書類を監督職員に提出し、承諾を得なければならない。 なお、準硬石及び人工石材を使用する場合は、設計図書の定めによる基準を満足する試験成績表を監督職員に提出し、承諾を得なければならない。 5. 設計図書の定めにより、鉄鋼スラグ水和固化体製人工石材を使用する場合は、「港湾・空港等整備におけるリサイクル技術指針」の改訂について(平成24年3月30日)を参考にするとし、「循環資材の主な用途に対する環境安全品質と環境安全形式検査方法」の「基礎工、本体工、被覆・根固・消波工、裏込・裏埋工(港湾工事)」の基準を満足する試験成績表を監督職員に提出し、承諾を得なければならない。
1-55	第1編 共通編 第2章 材料 第4節 骨材 2-4-1 一般事項	道路用碎石、コンクリート用碎石及びコンクリート用スラグ骨材は、以下の規格に適合しなければならない。 JIS A 5001 「道路用碎石」 JIS A 5005 「コンクリート用碎石及び砕砂」 JIS A 5011-1 「コンクリート用スラグ骨材(高炉スラグ骨材)」 JIS A 5011-2 「コンクリート用スラグ骨材(フェロニッケルスラグ骨材)」 JIS A 5011-3 「コンクリート用スラグ骨材(鋼スラグ骨材)」 JIS A 5011-4 「コンクリート用スラグ骨材(電気炉酸化スラグ骨材)」 JIS A 5015 「道路用鉄鋼スラグ」	道路用碎石、コンクリート用碎石及びコンクリート用スラグ骨材は、以下の規格に適合しなければならない。 JIS A 5001 「道路用碎石」 JIS A 5005 「コンクリート用碎石及び砕砂」 JIS A 5011-1 「コンクリート用スラグ骨材(高炉スラグ骨材)」 JIS A 5011-2 「コンクリート用スラグ骨材(フェロニッケルスラグ骨材)」 JIS A 5011-3 「コンクリート用スラグ骨材(鋼スラグ骨材)」 JIS A 5011-4 「コンクリート用スラグ骨材(電気炉酸化スラグ骨材)」 JIS A 5015 「道路用鉄鋼スラグ」 JIS A 5021 「コンクリート用再生骨材H」 なお、骨材の代替としてスラグ類を(鉄鋼スラグ、非鉄スラグ、熔融スラグ等)使用する場合は、「港湾・空港等整備におけるリサイクル技術指針」の改訂について(平成24年3月30日)を参考にするとし、「循環資材の主な用途に対する環境安全品質と環境安全形式検査方法」の「コンクリート工、コンクリート製品又は舗装工」の基準を満足する試験成績表を監督職員に提出し、承諾を得なければならない。



港湾工事共通仕様書(H24.4版)新旧対照表

頁	行又は項目	現行	改正
1-56	第1編 共通編 第2章 材料 第4節 骨材 2-4-2 セメントコンクリート用骨材	2. (5)JIS A 5011-1の中で「高炉スラグ骨材」(L、N)のうち、Lが使用できるのは「耐凍害性が重要視されず、かつ、設計基準強度が 21N/mm ² 」の場合に限る。	2. (5)JIS A 5011-1の中で「高炉スラグ骨材」(L、N)のうち、Lが使用できるのは「耐凍害性が重要視されず、かつ、設計基準強度が 21N/mm ² 未満 」の場合に限る。
1-67	第1編 共通編 第2章 材料 第13節 防眩材 2-13-1 ゴム防眩材	注)ゴム防眩材については、平成24年3月31日までは、従前のとおり港湾工事共通仕様書(平成21年4月)によることができるものとする。	削除
1-75	第1編 共通編 第2章 材料 第18節 アスファルトコンクリート 2-18-1 アスファルト舗装	3. 受注者は、加熱アスファルト混合物の粒度及びアスファルト量の決定にあたっては、設計配合を行い監督職員に提出し、承諾を得なければならない。 ただし、これまでの実績(過去1年以内にプラントから生産され使用した)がある配合設計の場合、又は舗装撤去復旧等簡易なものの場合には、これまでの実績又は定期試験による配合設計書を監督職員が承諾した場合に限り、配合設計を省略することができる。また、アスファルト混合物事前審査制度を適用する場合、受注者は、配合報告書の品質証明に替えて事前審査認定書の写しを監督職員に提出し、承諾を得なければならない。 4. 受注者は、舗設に先立ち、本条第3項の配合設計により、加熱アスファルト混合物のアスファルト量を決定した場合の混合物について混合所で試験練りを行わなければならない。試験練りの結果が表2-12に示す基準値と照合して基準値を満足しない場合には、骨材粒度又はアスファルト量の修正を行わなければならない。 ただし、これまでに製造実績のある混合物の場合、又は舗装撤去復旧等簡易なものの場合には、これまでの実績(過去1年以内にプラントから生産され使用した)又は、定期試験による試験練り結果報告書を監督職員が承諾した場合に限り、試験練りを省略することができる。	3. 受注者は、加熱アスファルト混合物の粒度及びアスファルト量の決定にあたっては、設計配合を行い監督職員に提出し、承諾を得なければならない。 ただし、これまでの実績(過去1年以内にプラントから生産され使用した)がある配合設計の場合、又は舗装撤去復旧等簡易なものの場合には、これまでの実績又は定期試験による配合設計書を監督職員が承諾した場合に限り、配合設計を省略することができる。また、アスファルト混合物事前審査制度の 事前審査で認定された加熱アスファルトを使用する場合は、事前に認定書(認定証、混合物総括表) の写しを監督職員に提出し、承諾を得なければならない。 この場合、アスファルト混合物及び混合物の材料に関する配合設計、試験成績表の提出は省略できる。 4. 受注者は、舗設に先立ち、本条第3項の配合設計により、加熱アスファルト混合物のアスファルト量を決定した場合の混合物について混合所で試験練りを行わなければならない。試験練りの結果が表2-12に示す基準値と照合して基準値を満足しない場合には、骨材粒度又はアスファルト量の修正を行わなければならない。 ただし、これまでに製造実績のある混合物の場合、又は舗装撤去復旧等簡易なものの場合には、これまでの実績(過去1年以内にプラントから生産され使用した)又は、定期試験による試験練り結果報告書を監督職員が承諾した場合に限り、試験練りを省略することができる。 また、アスファルト混合物事前審査委員会の事前審査で認定された加熱アスファルトの使用を監督職員が承諾した場合は、試験練りを省略することができる。
1-82	第1編 共通編 第4章 無筋・鉄筋コンクリート 第2節 適用すべき諸基準	受注者は、設計図書において特に定めのない事項については、下記の基準類によらなければならない。なお、基準類と設計図書に相違がある場合は、原則として設計図書の規定に従うものとし、疑義がある場合は監督職員に確認を求めなければならない。 土木学会 2007年制定コンクリート標準示方書【施工編】 土木学会 2007年制定コンクリート標準示方書【設計編】 土木学会 2007年制定コンクリート標準示方書【維持管理編】 土木学会 2010年制定コンクリート標準示方書【基準編】	受注者は、設計図書において特に定めのない事項については、下記の基準類によらなければならない。なお、基準類と設計図書に相違がある場合は、原則として設計図書の規定に従うものとし、疑義がある場合は監督職員に確認を求めなければならない。 土木学会 コンクリート標準示方書【施工編】 土木学会 コンクリート標準示方書【設計編】 土木学会 コンクリート標準示方書【維持管理編】 土木学会 コンクリート標準示方書【基準編】 注) 制定された最新のものをを使用すること。
1-102	第1編 共通編 第4章 無筋・鉄筋コンクリート 第14節 水中不分散性コンクリート 4-14-5 品質管理	3.コンクリートの試験 (4)フレッシュコンクリートのスランプフロー及び空気量の許容差は、「表4-4スランプフロー・空気量の許容差」以下とする。 表4-4 スランプフロー・空気量の許容差 管理項目 許容差 スランプフロー ±3.0cm 空気量 +1.0%	3.コンクリートの試験 (4)フレッシュコンクリートのスランプフロー及び空気量の許容差は、「表4-4スランプフロー・空気量の許容差」以下とする。 表4-4 スランプフロー・空気量の許容差 管理項目 許容差 スランプフロー ±3.0cm 空気量 ±1.5%

港湾工事共通仕様書(H24.4版)新旧対照表

頁	行又は項目	現行	改正
1-106	第1編 共通編 第5章 一般施工 第1節 適用	1. 本章は、各工事において共通的に使用する工種、土捨工、海上地盤改良工、基礎工、本体工(ケーソン式)、本体工(場所打式)、本体工(捨石・捨ブロック式)、本体工(鋼矢板式)、本体工(コンクリート矢板式)、本体工(鋼杭式)、本体工(コンクリート杭式)、被覆・植固工、上部工、付属工、消波工、裏込・裏埋工、陸上地盤改良工、土工、舗装工、維持補修工、仮設工、雑工その他これらに類する工種について適用するものとする。 注)ゴム防舷材については、品質規定の変更(世界標準PIANC2002へ準拠)に伴い、ゴム防舷材耐久証明書が必要となるため、移行期間として平成24年3月31日までは、従前どおり港湾工事共通仕様書(平成21年4月)によることができるものとする。	1. 本章は、各工事において共通的に使用する工種、土捨工、海上地盤改良工、基礎工、本体工(ケーソン式)、本体工(場所打式)、本体工(捨石・捨ブロック式)、本体工(鋼矢板式)、本体工(コンクリート矢板式)、本体工(鋼杭式)、本体工(コンクリート杭式)、被覆・植固工、上部工、付属工、消波工、裏込・裏埋工、陸上地盤改良工、土工、舗装工、維持補修工、仮設工、雑工その他これらに類する工種について適用するものとする。
1-106	第1編 共通編 第5章 一般施工 第2節 適用すべき諸基準	受注者は、設計図書に於いて特に定めのない事項については、下記の基準類によらなければならない。なお、基準類と設計図書に相違がある場合は、原則として設計図書の規定に従うものとし、疑義がある場合は監督職員に確認を求めなければならない。 日本港湾協会 港湾の施設の技術上の基準・同解説 (平成19年7月) 国土交通省 ダイオキシソリン類に係る水底土砂の判断基準について(平成15年9月25日)	受注者は、設計図書に於いて特に定めのない事項については、下記の基準類によらなければならない。なお、基準類と設計図書に相違がある場合は、原則として設計図書の規定に従うものとし、疑義がある場合は監督職員に確認を求めなければならない。 日本港湾協会 港湾の施設の技術上の基準・同解説 (平成19年7月) 国土交通省 ダイオキシソリン類に係る水底土砂の判断基準について(平成15年9月25日 国総環計第65号)
1-121	第1編 共通編 第5章 一般施工 第3節 共通の工種 5-3-11 蓋コンクリート工	1. 蓋コンクリート 4) 受注者は、蓋コンクリートにアンカーを取付ける場合、事前に設計図書に関して監督職員の承諾を得なければならない。	1. 蓋コンクリート 削除
1-165	第1編 共通編 第5章 一般施工 第17節 付属工 5-17-2 係船柱工	1. 係船柱工 (3)施工 ②口) 素地調整後、下塗りを始めるまでの最長時間は、事前に監督職員の承諾を得なければならない。	1. 係船柱工 (3)施工 ②口) 素地調整後、下塗りを始めるまでの時間は、 4時間以内とする。
1-166	第1編 共通編 第5章 一般施工 第17節 付属工 5-17-3 防舷材工	1. 防舷材工 注)ゴム防舷材については、品質規定の変更(世界標準PIANC2002へ準拠)に伴い、ゴム防舷材耐久証明書が必要となるため、移行期間として平成24年3月31日までは、従前どおり港湾工事共通仕様書(平成21年4月)によることができるものとする。	1. 防舷材工 削除
1-167	第1編 共通編 第5章 一般施工 第17節 付属工 5-17-3 防舷材工	1. 防舷材工 (1)製作 ①ゴム防舷材 ハ)ハ) 防舷材の設計において、温度や接岸速度がゴム防舷材の性能に及ぼす影響を考慮している場合には、品質管理の観点から速度係数・温度係数を表す性能を示すデータを事前に監督職員に提出し承諾を得なければならない。(「防舷材システム設計の指針2002(国際航路協会)参照」)	削除

港湾工事共通仕様書(H24.4版)新旧対照表

頁	行又は項目	現行				改正			
2-30	港湾工事情質管理基準 12. ゴム防眩材 12-1 ゴム防眩材	規格 表2-8 製造前 ロットに使用した 練りゴムより試料 1セット 4. によ	測定頻度	結果の整理方法 試験成績表(検査 証明書)を提出。 耐久性について は、ゴム防眩材耐 久性証明事業を実 施する機関の証明 書を提出	備考 平成24年3月31日ま で、従前どおり港湾 工事共通仕様書(平成 21年4月)によること ができるものとする。	質規格 表2-8 50 51 53 57 59 1 4. によ	測定頻度	結果の整理方法 試験成績表(検査 証明書)を提出。 耐久性について は、ゴム防眩材耐 久性証明事業を実 施する機関の証明 書を提出	備考 平成24年3月31日ま では、従前どおり港湾 工事共通仕様書(平成 21年4月)によること ができるものとする。
		搬入前 10本に1本		試験成績表(検査 証明書)を提出		搬入前 10本に1本		試験成績表(検査 証明書)を提出	
		られない	搬入時、適宜			められない	搬入時、適宜		
		職員が承 函等	搬入前、全数	工場の測定表を提 出	製造工場の測定結果 表により確認。様 式・品質12-1は参 考	督職員が承 細函等	搬入前、全数	工場の測定表を提 出	製造工場の測定結果 表により確認。様 式・品質12-1は参 考
2-46	港湾工事情質管理基準 17. アスファルトコンクリート 17-1 アスファルト舗装	区分:1)アスファルトコンクリート 管理項目:混合物 品質規格:規準密度の94%以上				区分:1)アスファルトコンクリート 管理項目:混合物 品質規格:基準密度の94%以上			
2-51 2-53 2-58 2-60 2-62	港湾工事情質管理基準 様式・品質3-1 様式・品質12-1 様式・品質16-1 様式・品質16-2 様式・品質16-3	現場代理人 				現場代理人 			

頁	行又は項目	現行	改正																																																																																																																																																																																
3-71 3-72	港湾工事出来形管理基準 22. 構造物撤去工 22-1 取壊し工 22-2 撤去工	<p>22. 構造物撤去工</p> <p>22-1 取壊し工</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>工種</th> <th>管理項目</th> <th>測定方法</th> <th>測定密度</th> <th>測定単位</th> <th>結果の整理方法</th> <th>許容範囲</th> <th>備考</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>1. コンクリート取壊し</td> <td>外観</td> <td>目視による観察</td> <td>全数</td> <td></td> <td>観察結果を報告</td> <td></td> <td></td> </tr> </tbody> </table> <p>22-2 撤去工</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>工種</th> <th>管理項目</th> <th>測定方法</th> <th>測定密度</th> <th>測定単位</th> <th>結果の整理方法</th> <th>許容範囲</th> <th>備考</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>1. 水中コンクリート撤去</td> <td>幅、高さ、延長 外観 形状寸法</td> <td>トランシット、ステールテープ等により測定 潜水土による観察 ステールテープ等により測定</td> <td>●による。 全数</td> <td>●による。 1m</td> <td>管理表を作成し提出 観察結果を報告</td> <td>●による。</td> <td></td> </tr> <tr> <td>2. 鋼矢張等切筋撤去</td> <td>外観 形状寸法</td> <td>目視又は潜水土による観察 目視又は潜水土による観察</td> <td>全数</td> <td></td> <td>観察結果を報告</td> <td>●による。</td> <td></td> </tr> <tr> <td>3. 鋼配・タイ材撤去</td> <td>形状寸法 外観</td> <td>ステールテープ等により測定 目視又は潜水土による観察</td> <td>全数</td> <td>●による。</td> <td>測定表を作成し提出 観察結果を報告</td> <td>●による。</td> <td></td> </tr> <tr> <td>4. 鋼筋板撤去</td> <td>幅、高さ、延長 外観</td> <td>トランシット、ステールテープ等により測定 目視による観察</td> <td>●による。 全数</td> <td>●による。</td> <td>管理表を作成し提出 観察結果を報告</td> <td>●による。</td> <td></td> </tr> <tr> <td>5. 石材撤去</td> <td>幅、高さ、延長 外観</td> <td>トランシット、ステールテープ等により測定 目視又は潜水土による観察</td> <td>●による。 全数</td> <td>●による。</td> <td>管理表を作成し提出 観察結果を報告</td> <td>●による。</td> <td></td> </tr> <tr> <td>6. ケーソン撤去</td> <td>形状寸法 外観</td> <td>ステールテープ等により測定 目視又は潜水土による観察</td> <td>全数</td> <td>●による。</td> <td>測定表を作成し提出 観察結果を報告</td> <td>●による。</td> <td></td> </tr> <tr> <td>7. ブロック撤去</td> <td>形状寸法 外観</td> <td>ステールテープ等により測定 目視又は潜水土による観察</td> <td>全数</td> <td>●による。</td> <td>測定表を作成し提出 観察結果を報告</td> <td>●による。</td> <td></td> </tr> <tr> <td>8. 鋼矢張、目形鋼引抜き撤去</td> <td>形状寸法 外観</td> <td>ステールテープ等により測定 目視又は潜水土による観察</td> <td>全数</td> <td>1m</td> <td>測定表を作成し提出 観察結果を報告</td> <td>●による。</td> <td></td> </tr> </tbody> </table>	工種	管理項目	測定方法	測定密度	測定単位	結果の整理方法	許容範囲	備考	1. コンクリート取壊し	外観	目視による観察	全数		観察結果を報告			工種	管理項目	測定方法	測定密度	測定単位	結果の整理方法	許容範囲	備考	1. 水中コンクリート撤去	幅、高さ、延長 外観 形状寸法	トランシット、ステールテープ等により測定 潜水土による観察 ステールテープ等により測定	●による。 全数	●による。 1m	管理表を作成し提出 観察結果を報告	●による。		2. 鋼矢張等切筋撤去	外観 形状寸法	目視又は潜水土による観察 目視又は潜水土による観察	全数		観察結果を報告	●による。		3. 鋼配・タイ材撤去	形状寸法 外観	ステールテープ等により測定 目視又は潜水土による観察	全数	●による。	測定表を作成し提出 観察結果を報告	●による。		4. 鋼筋板撤去	幅、高さ、延長 外観	トランシット、ステールテープ等により測定 目視による観察	●による。 全数	●による。	管理表を作成し提出 観察結果を報告	●による。		5. 石材撤去	幅、高さ、延長 外観	トランシット、ステールテープ等により測定 目視又は潜水土による観察	●による。 全数	●による。	管理表を作成し提出 観察結果を報告	●による。		6. ケーソン撤去	形状寸法 外観	ステールテープ等により測定 目視又は潜水土による観察	全数	●による。	測定表を作成し提出 観察結果を報告	●による。		7. ブロック撤去	形状寸法 外観	ステールテープ等により測定 目視又は潜水土による観察	全数	●による。	測定表を作成し提出 観察結果を報告	●による。		8. 鋼矢張、目形鋼引抜き撤去	形状寸法 外観	ステールテープ等により測定 目視又は潜水土による観察	全数	1m	測定表を作成し提出 観察結果を報告	●による。		<p>22. 構造物撤去工</p> <p>22-1 取壊し工</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>工種</th> <th>管理項目</th> <th>測定方法</th> <th>測定密度</th> <th>測定単位</th> <th>結果の整理方法</th> <th>許容範囲</th> <th>備考</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>1. コンクリート取壊し</td> <td>幅、高さ、延長 外観</td> <td>トランシット、ステールテープ等により測定 潜水土による観察</td> <td>●による。 全数</td> <td>●による。</td> <td>管理表を作成し提出 観察結果を報告</td> <td>●による。</td> <td></td> </tr> </tbody> </table> <p>22-2 撤去工</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>工種</th> <th>管理項目</th> <th>測定方法</th> <th>測定密度</th> <th>測定単位</th> <th>結果の整理方法</th> <th>許容範囲</th> <th>備考</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>1. 水中コンクリート撤去</td> <td>幅、高さ、延長 外観 形状寸法</td> <td>トランシット、ステールテープ等により測定 潜水土による観察</td> <td>●による。 全数</td> <td>●による。 1m</td> <td>管理表を作成し提出 観察結果を報告</td> <td>●による。</td> <td></td> </tr> <tr> <td>2. 鋼矢張等切筋撤去</td> <td>幅、高さ、延長 外観</td> <td>目視又は潜水土による観察 目視又は潜水土による観察</td> <td>●による。 全数</td> <td>1m</td> <td>測定表を作成し提出 観察結果を報告</td> <td>●による。</td> <td></td> </tr> <tr> <td>3. 鋼配・タイ材撤去</td> <td>形状寸法 外観</td> <td>ステールテープ等により測定 目視又は潜水土による観察</td> <td>●による。 全数</td> <td>●による。</td> <td>測定表を作成し提出 観察結果を報告</td> <td>●による。</td> <td></td> </tr> <tr> <td>4. 鋼筋板撤去</td> <td>幅、高さ、延長 外観</td> <td>トランシット、ステールテープ等により測定 目視による観察</td> <td>●による。 全数</td> <td>●による。</td> <td>管理表を作成し提出 観察結果を報告</td> <td>●による。</td> <td></td> </tr> <tr> <td>5. 石材撤去</td> <td>幅、高さ、延長 外観</td> <td>トランシット、ステールテープ等により測定 目視又は潜水土による観察</td> <td>●による。 全数</td> <td>●による。</td> <td>管理表を作成し提出 観察結果を報告</td> <td>●による。</td> <td></td> </tr> <tr> <td>6. ケーソン撤去</td> <td>形状寸法 外観</td> <td>ステールテープ等により測定 目視又は潜水土による観察</td> <td>全数</td> <td>●による。</td> <td>測定表を作成し提出 観察結果を報告</td> <td>●による。</td> <td></td> </tr> <tr> <td>7. ブロック撤去</td> <td>形状寸法 外観</td> <td>ステールテープ等により測定 目視又は潜水土による観察</td> <td>全数</td> <td>●による。</td> <td>測定表を作成し提出 観察結果を報告</td> <td>●による。</td> <td></td> </tr> <tr> <td>8. 鋼矢張・目形鋼引抜き撤去</td> <td>形状寸法 外観</td> <td>ステールテープ等により測定 目視又は潜水土による観察</td> <td>全数</td> <td>1m</td> <td>測定表を作成し提出 観察結果を報告</td> <td>●による。</td> <td></td> </tr> </tbody> </table>	工種	管理項目	測定方法	測定密度	測定単位	結果の整理方法	許容範囲	備考	1. コンクリート取壊し	幅、高さ、延長 外観	トランシット、ステールテープ等により測定 潜水土による観察	●による。 全数	●による。	管理表を作成し提出 観察結果を報告	●による。		工種	管理項目	測定方法	測定密度	測定単位	結果の整理方法	許容範囲	備考	1. 水中コンクリート撤去	幅、高さ、延長 外観 形状寸法	トランシット、ステールテープ等により測定 潜水土による観察	●による。 全数	●による。 1m	管理表を作成し提出 観察結果を報告	●による。		2. 鋼矢張等切筋撤去	幅、高さ、延長 外観	目視又は潜水土による観察 目視又は潜水土による観察	●による。 全数	1m	測定表を作成し提出 観察結果を報告	●による。		3. 鋼配・タイ材撤去	形状寸法 外観	ステールテープ等により測定 目視又は潜水土による観察	●による。 全数	●による。	測定表を作成し提出 観察結果を報告	●による。		4. 鋼筋板撤去	幅、高さ、延長 外観	トランシット、ステールテープ等により測定 目視による観察	●による。 全数	●による。	管理表を作成し提出 観察結果を報告	●による。		5. 石材撤去	幅、高さ、延長 外観	トランシット、ステールテープ等により測定 目視又は潜水土による観察	●による。 全数	●による。	管理表を作成し提出 観察結果を報告	●による。		6. ケーソン撤去	形状寸法 外観	ステールテープ等により測定 目視又は潜水土による観察	全数	●による。	測定表を作成し提出 観察結果を報告	●による。		7. ブロック撤去	形状寸法 外観	ステールテープ等により測定 目視又は潜水土による観察	全数	●による。	測定表を作成し提出 観察結果を報告	●による。		8. 鋼矢張・目形鋼引抜き撤去	形状寸法 外観	ステールテープ等により測定 目視又は潜水土による観察	全数	1m	測定表を作成し提出 観察結果を報告	●による。	
工種	管理項目	測定方法	測定密度	測定単位	結果の整理方法	許容範囲	備考																																																																																																																																																																												
1. コンクリート取壊し	外観	目視による観察	全数		観察結果を報告																																																																																																																																																																														
工種	管理項目	測定方法	測定密度	測定単位	結果の整理方法	許容範囲	備考																																																																																																																																																																												
1. 水中コンクリート撤去	幅、高さ、延長 外観 形状寸法	トランシット、ステールテープ等により測定 潜水土による観察 ステールテープ等により測定	●による。 全数	●による。 1m	管理表を作成し提出 観察結果を報告	●による。																																																																																																																																																																													
2. 鋼矢張等切筋撤去	外観 形状寸法	目視又は潜水土による観察 目視又は潜水土による観察	全数		観察結果を報告	●による。																																																																																																																																																																													
3. 鋼配・タイ材撤去	形状寸法 外観	ステールテープ等により測定 目視又は潜水土による観察	全数	●による。	測定表を作成し提出 観察結果を報告	●による。																																																																																																																																																																													
4. 鋼筋板撤去	幅、高さ、延長 外観	トランシット、ステールテープ等により測定 目視による観察	●による。 全数	●による。	管理表を作成し提出 観察結果を報告	●による。																																																																																																																																																																													
5. 石材撤去	幅、高さ、延長 外観	トランシット、ステールテープ等により測定 目視又は潜水土による観察	●による。 全数	●による。	管理表を作成し提出 観察結果を報告	●による。																																																																																																																																																																													
6. ケーソン撤去	形状寸法 外観	ステールテープ等により測定 目視又は潜水土による観察	全数	●による。	測定表を作成し提出 観察結果を報告	●による。																																																																																																																																																																													
7. ブロック撤去	形状寸法 外観	ステールテープ等により測定 目視又は潜水土による観察	全数	●による。	測定表を作成し提出 観察結果を報告	●による。																																																																																																																																																																													
8. 鋼矢張、目形鋼引抜き撤去	形状寸法 外観	ステールテープ等により測定 目視又は潜水土による観察	全数	1m	測定表を作成し提出 観察結果を報告	●による。																																																																																																																																																																													
工種	管理項目	測定方法	測定密度	測定単位	結果の整理方法	許容範囲	備考																																																																																																																																																																												
1. コンクリート取壊し	幅、高さ、延長 外観	トランシット、ステールテープ等により測定 潜水土による観察	●による。 全数	●による。	管理表を作成し提出 観察結果を報告	●による。																																																																																																																																																																													
工種	管理項目	測定方法	測定密度	測定単位	結果の整理方法	許容範囲	備考																																																																																																																																																																												
1. 水中コンクリート撤去	幅、高さ、延長 外観 形状寸法	トランシット、ステールテープ等により測定 潜水土による観察	●による。 全数	●による。 1m	管理表を作成し提出 観察結果を報告	●による。																																																																																																																																																																													
2. 鋼矢張等切筋撤去	幅、高さ、延長 外観	目視又は潜水土による観察 目視又は潜水土による観察	●による。 全数	1m	測定表を作成し提出 観察結果を報告	●による。																																																																																																																																																																													
3. 鋼配・タイ材撤去	形状寸法 外観	ステールテープ等により測定 目視又は潜水土による観察	●による。 全数	●による。	測定表を作成し提出 観察結果を報告	●による。																																																																																																																																																																													
4. 鋼筋板撤去	幅、高さ、延長 外観	トランシット、ステールテープ等により測定 目視による観察	●による。 全数	●による。	管理表を作成し提出 観察結果を報告	●による。																																																																																																																																																																													
5. 石材撤去	幅、高さ、延長 外観	トランシット、ステールテープ等により測定 目視又は潜水土による観察	●による。 全数	●による。	管理表を作成し提出 観察結果を報告	●による。																																																																																																																																																																													
6. ケーソン撤去	形状寸法 外観	ステールテープ等により測定 目視又は潜水土による観察	全数	●による。	測定表を作成し提出 観察結果を報告	●による。																																																																																																																																																																													
7. ブロック撤去	形状寸法 外観	ステールテープ等により測定 目視又は潜水土による観察	全数	●による。	測定表を作成し提出 観察結果を報告	●による。																																																																																																																																																																													
8. 鋼矢張・目形鋼引抜き撤去	形状寸法 外観	ステールテープ等により測定 目視又は潜水土による観察	全数	1m	測定表を作成し提出 観察結果を報告	●による。																																																																																																																																																																													

港湾工事共通仕様書(H24.4版) 新旧対照表

頁	行又は項目	原文	改正
5-2	提出書類様式一覧(受注者作成分)	様式番号24 提出書類名:異議申立書 関連条項等:第15条第2項、第4項 第44条第5項 共通仕様書: 書類の作成者・宛名 作成者:現場代理人 宛 名:監督職員	様式番号24 提出書類名:異議申立書 関連条項等:第15条第2項、第4項 第44条第5項 共通仕様書: 書類の作成者・宛名 作成者:現場代理人 宛 名:(分任)物品管理官
5-3	提出書類様式一覧(受注者作成分)	(欄外) 1. 用紙寸法は、A4又はA3判とする。 2. 書類の宛名について ・本官契約 支出負担行為担当官 ○地方整備局長 ○地方整備局副局長 ○地方整備局次長 ○ ○ ○ ○ 3. <input type="checkbox"/> は社印等、印は私印とする。	1. 用紙寸法は、A4又はA3判とする。 2. 書類の宛名について ・本官契約 支出負担行為担当官 ○地方整備局長 ○地方整備局副局長 ○地方整備局次長 ○ ○ ○ ○ ※1. 歳入歳出外現金出納官吏 出納官吏事務規定第1条第5項に基づき、歳入歳出外現金の出納保管をする出納官吏 ※2. 取扱主任官 政府保有有価証券取扱規定第三条の規定により任命された政府保有の有価証券を取扱う職員 ※3. 物品管理官 物品管理法第8条の規定により、各省各庁の長から物品の管理に関する事務の委任を受けた職員 ※4. 支出官 会計法第24条の規定により、各省各庁の長から歳出金を支出するための小切手の振出又は国庫金振替書若しくは支払い指図書 of 交付に関する事務の委任を受けた職員 3. <input type="checkbox"/> は社印等、印は私印とする。
5-3	提出書類様式一覧(受注者作成分)	様式番号58-1、58-2 提出書類名:工事特性・創意工夫・社会性等に関する実施状況	様式番号58-1、58-2 提出書類名:創意工夫・社会性等に関する実施状況
5-4	提出書類様式集様式番号1-1 請負代金内訳書	下記工事の請負代金内訳書を、契約書第3条第1項に基づき提出します。	下記工事の請負代金内訳書を、契約書第3条第○項に基づき提出します。
5-32	提出書類様式集様式番号24 意義申立書	監督職員 国土交通技官 ○ ○ ○ ○ 殿	(分任)物品管理官 ○ ○ ○ ○ 殿

頁	行又は項目	原文	改正																																	
5-86	提出書類様式集 様式番号 58-1 工事特性・創意工夫・社会性等に関する実施状況	<p style="text-align: right;">様式番号 58-1</p> <p style="text-align: center;">工事特性・創意工夫・社会性等に関する実施状況</p> <table border="1" style="width: 100%;"> <thead> <tr> <th>工事名</th> <th>受注者名</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>項目</td> <td>評価内容</td> </tr> <tr> <td>□工事特性</td> <td> <input type="checkbox"/>構造物の特殊性 ・構造物の規模が特殊な工事 ・形状の複雑さ、煩雑な施工条件の変化 </td> </tr> <tr> <td rowspan="2">施工及び工法の優れた技術力・能力</td> <td> <input type="checkbox"/>特殊な技術 ・新工法及び新材料の適用 ・特殊な技術を要する工事 </td> </tr> <tr> <td> <input type="checkbox"/>自然・地盤条件 ・特殊な地盤条件 ・急峻な地形内での工事 ・狭隘な泊地航路など作業航行船舶への配慮 ・潮流・波浪等の自然条件の影響 ・動植物等の自然環境への配慮 </td> </tr> <tr> <td rowspan="3">□創意工夫 自ら立案実施した創意工夫</td> <td> <input type="checkbox"/>作業環境、社会条件 ・近接構造物、埋設物等への影響 ・周辺環境条件による影響 ・騒音・振動への配慮 ・現道上の交通規制 ・工事区域周辺の航行船舶への配慮 </td> </tr> <tr> <td> <input type="checkbox"/>長期安全確保 <input type="checkbox"/>その他 </td> </tr> <tr> <td> <input type="checkbox"/>準備・後片付け <input type="checkbox"/>施工関係 ・施工に伴う器具、工具、装置等の工夫 ・二次製品等、代替材の適用と工夫 ・施工方法の工夫、施工環境の改善 ・仮設備計画の工夫 ・施工管理、品質管理の工夫 </td> </tr> <tr> <td rowspan="2">□品質関係 □安全衛生関係</td> <td> <input type="checkbox"/>品質関係 </td> </tr> <tr> <td> <input type="checkbox"/>安全衛生関係 ・安全施設・仮設備の工夫 ・安全教育・講習会・バトロール等の工夫 ・作業環境の改善 ・交通事故防止の工夫 </td> </tr> <tr> <td>□施工管理関係 □その他</td> <td></td> </tr> <tr> <td>□社会性等 地域社会や住民に対する貢献</td> <td> <input type="checkbox"/>地域への貢献等 ・周辺環境の保全、配慮 ・現場環境の周辺地域との調和、積極的イメージアップ ・地域住民とのコミュニケーション ・災害時等に地域への支援・救援活動への協力等 </td> </tr> </tbody> </table> <p>1. 該当する評価内容の項目の□にレマークを記入する。 2. 具体的内容の説明として、写真・ポンチ絵等を別紙説明資料に整理する。</p>	工事名	受注者名	項目	評価内容	□工事特性	<input type="checkbox"/> 構造物の特殊性 ・構造物の規模が特殊な工事 ・形状の複雑さ、煩雑な施工条件の変化	施工及び工法の優れた技術力・能力	<input type="checkbox"/> 特殊な技術 ・新工法及び新材料の適用 ・特殊な技術を要する工事	<input type="checkbox"/> 自然・地盤条件 ・特殊な地盤条件 ・急峻な地形内での工事 ・狭隘な泊地航路など作業航行船舶への配慮 ・潮流・波浪等の自然条件の影響 ・動植物等の自然環境への配慮	□創意工夫 自ら立案実施した創意工夫	<input type="checkbox"/> 作業環境、社会条件 ・近接構造物、埋設物等への影響 ・周辺環境条件による影響 ・騒音・振動への配慮 ・現道上の交通規制 ・工事区域周辺の航行船舶への配慮	<input type="checkbox"/> 長期安全確保 <input type="checkbox"/> その他	<input type="checkbox"/> 準備・後片付け <input type="checkbox"/> 施工関係 ・施工に伴う器具、工具、装置等の工夫 ・二次製品等、代替材の適用と工夫 ・施工方法の工夫、施工環境の改善 ・仮設備計画の工夫 ・施工管理、品質管理の工夫	□品質関係 □安全衛生関係	<input type="checkbox"/> 品質関係	<input type="checkbox"/> 安全衛生関係 ・安全施設・仮設備の工夫 ・安全教育・講習会・バトロール等の工夫 ・作業環境の改善 ・交通事故防止の工夫	□施工管理関係 □その他		□社会性等 地域社会や住民に対する貢献	<input type="checkbox"/> 地域への貢献等 ・周辺環境の保全、配慮 ・現場環境の周辺地域との調和、積極的イメージアップ ・地域住民とのコミュニケーション ・災害時等に地域への支援・救援活動への協力等	<p style="text-align: right;">様式番号 58-1</p> <p style="text-align: center;">創意工夫・社会性等に関する実施状況</p> <table border="1" style="width: 100%;"> <thead> <tr> <th>工事名</th> <th>請負者名</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>項目</td> <td>評価内容</td> </tr> <tr> <td>□創意工夫 自ら立案実施した創意工夫や技術力</td> <td> <input type="checkbox"/>施工 ・施工に伴う器具、工具、装置等の工夫 ・コンクリート二次製品等の代替材の適用 ・施工方法の工夫、施工環境の改善 ・仮設備計画の工夫 ・施工管理の工夫 ・ICT(情報通信技術)の活用 等 </td> </tr> <tr> <td rowspan="2">□新技術活用</td> <td> NETISの登録技術のうち ・試行技術の活用 ・「少実績優良技術」の活用 ・「少実績優良技術」を除く「有用とされる技術」の活用 ・試行技術及び「有用とされる技術」以外の新技術の活用 </td> </tr> <tr> <td> <input type="checkbox"/>品質 ・土工、設備、電気の品質向上の工夫 ・コンクリートの材料、打設、養生の工夫 ・鉄筋、コンクリート二次製品等使用材料の工夫 ・配筋、溶接作業等の工夫 等 </td> </tr> <tr> <td>□安全衛生</td> <td> <input type="checkbox"/>安全衛生 ・安全衛生教育・講習会・バトロール等の工夫 ・仮設備の工夫 ・作業環境の改善 ・交通事故防止の工夫 ・環境保全の工夫 等 </td> </tr> <tr> <td>□社会性等 地域社会や住民に対する貢献</td> <td> <input type="checkbox"/>地域への貢献等 ・周辺環境への配慮 ・現場環境の周辺地域との調和 ・地域住民とのコミュニケーション ・災害時など地域への支援・行政などによる救援活動への協力 等 </td> </tr> </tbody> </table> <p>1. 該当する評価内容の項目の□にレマークを記入する。 2. 具体的内容の説明として、写真・ポンチ絵等を別紙説明資料に整理する。</p>	工事名	請負者名	項目	評価内容	□創意工夫 自ら立案実施した創意工夫や技術力	<input type="checkbox"/> 施工 ・施工に伴う器具、工具、装置等の工夫 ・ コンクリート二次製品等の代替材の適用 ・施工方法の工夫、施工環境の改善 ・仮設備計画の工夫 ・ 施工管理の工夫 ・ ICT(情報通信技術)の活用 等	□新技術活用	NETISの登録技術のうち ・試行技術の活用 ・「少実績優良技術」の活用 ・「少実績優良技術」を除く「有用とされる技術」の活用 ・試行技術及び「有用とされる技術」以外の新技術の活用	<input type="checkbox"/> 品質 ・土工、設備、電気の品質向上の工夫 ・コンクリートの材料、打設、養生の工夫 ・鉄筋、コンクリート二次製品等使用材料の工夫 ・配筋、溶接作業等の工夫 等	□安全衛生	<input type="checkbox"/> 安全衛生 ・安全衛生教育・講習会・バトロール等の工夫 ・ 仮設備の工夫 ・作業環境の改善 ・交通事故防止の工夫 ・ 環境保全の工夫 等	□社会性等 地域社会や住民に対する貢献	<input type="checkbox"/> 地域への貢献等 ・ 周辺環境への配慮 ・ 現場環境の周辺地域との調和 ・地域住民とのコミュニケーション ・ 災害時など地域への支援・行政などによる救援活動への協力 等
工事名	受注者名																																			
項目	評価内容																																			
□工事特性	<input type="checkbox"/> 構造物の特殊性 ・構造物の規模が特殊な工事 ・形状の複雑さ、煩雑な施工条件の変化																																			
施工及び工法の優れた技術力・能力	<input type="checkbox"/> 特殊な技術 ・新工法及び新材料の適用 ・特殊な技術を要する工事																																			
	<input type="checkbox"/> 自然・地盤条件 ・特殊な地盤条件 ・急峻な地形内での工事 ・狭隘な泊地航路など作業航行船舶への配慮 ・潮流・波浪等の自然条件の影響 ・動植物等の自然環境への配慮																																			
□創意工夫 自ら立案実施した創意工夫	<input type="checkbox"/> 作業環境、社会条件 ・近接構造物、埋設物等への影響 ・周辺環境条件による影響 ・騒音・振動への配慮 ・現道上の交通規制 ・工事区域周辺の航行船舶への配慮																																			
	<input type="checkbox"/> 長期安全確保 <input type="checkbox"/> その他																																			
	<input type="checkbox"/> 準備・後片付け <input type="checkbox"/> 施工関係 ・施工に伴う器具、工具、装置等の工夫 ・二次製品等、代替材の適用と工夫 ・施工方法の工夫、施工環境の改善 ・仮設備計画の工夫 ・施工管理、品質管理の工夫																																			
□品質関係 □安全衛生関係	<input type="checkbox"/> 品質関係																																			
	<input type="checkbox"/> 安全衛生関係 ・安全施設・仮設備の工夫 ・安全教育・講習会・バトロール等の工夫 ・作業環境の改善 ・交通事故防止の工夫																																			
□施工管理関係 □その他																																				
□社会性等 地域社会や住民に対する貢献	<input type="checkbox"/> 地域への貢献等 ・周辺環境の保全、配慮 ・現場環境の周辺地域との調和、積極的イメージアップ ・地域住民とのコミュニケーション ・災害時等に地域への支援・救援活動への協力等																																			
工事名	請負者名																																			
項目	評価内容																																			
□創意工夫 自ら立案実施した創意工夫や技術力	<input type="checkbox"/> 施工 ・施工に伴う器具、工具、装置等の工夫 ・ コンクリート二次製品等の代替材の適用 ・施工方法の工夫、施工環境の改善 ・仮設備計画の工夫 ・ 施工管理の工夫 ・ ICT(情報通信技術)の活用 等																																			
□新技術活用	NETISの登録技術のうち ・試行技術の活用 ・「少実績優良技術」の活用 ・「少実績優良技術」を除く「有用とされる技術」の活用 ・試行技術及び「有用とされる技術」以外の新技術の活用																																			
	<input type="checkbox"/> 品質 ・土工、設備、電気の品質向上の工夫 ・コンクリートの材料、打設、養生の工夫 ・鉄筋、コンクリート二次製品等使用材料の工夫 ・配筋、溶接作業等の工夫 等																																			
□安全衛生	<input type="checkbox"/> 安全衛生 ・安全衛生教育・講習会・バトロール等の工夫 ・ 仮設備の工夫 ・作業環境の改善 ・交通事故防止の工夫 ・ 環境保全の工夫 等																																			
□社会性等 地域社会や住民に対する貢献	<input type="checkbox"/> 地域への貢献等 ・ 周辺環境への配慮 ・ 現場環境の周辺地域との調和 ・地域住民とのコミュニケーション ・ 災害時など地域への支援・行政などによる救援活動への協力 等																																			

頁	行又は項目	原文	改正																																								
5-87	提出書類様式集 様式番号 58-2 工事特性・創意工夫・社会性等に関する実施状況(説明資料)	<p style="text-align: right;">様式番号 58-2</p> <p style="text-align: center;">工事特性・創意工夫・社会性等に関する実施状況(説明資料)</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 30%;">工 事 名</td> <td style="width: 40%;"></td> <td style="width: 10%; text-align: center;">/</td> <td style="width: 20%;"></td> </tr> <tr> <td>項 目</td> <td>評 価 内 容</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td colspan="4">実 施 内 容</td> </tr> <tr> <td colspan="4" style="height: 100px; vertical-align: top;">(説 明)</td> </tr> <tr> <td colspan="4" style="height: 100px; vertical-align: top;">(添付図)</td> </tr> </table> <p style="text-align: center; margin-top: 10px;">説明資料は簡潔に作成するものとし、必要に応じて別業とする。</p>	工 事 名		/		項 目	評 価 内 容			実 施 内 容				(説 明)				(添付図)				<p style="text-align: right;">様式番号 58-2</p> <p style="text-align: center; color: red;">創意工夫・社会性等に関する実施状況(説明資料)</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 30%;">工 事 名</td> <td style="width: 40%;"></td> <td style="width: 10%; text-align: center;">/</td> <td style="width: 20%;"></td> </tr> <tr> <td>項 目</td> <td>評 価 内 容</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td colspan="4">実 施 内 容</td> </tr> <tr> <td colspan="4" style="height: 100px; vertical-align: top;">(説 明)</td> </tr> <tr> <td colspan="4" style="height: 100px; vertical-align: top;">(添付図)</td> </tr> </table> <p style="text-align: center; margin-top: 10px;">説明資料は簡潔に作成するものとし、必要に応じて別業とする。</p>	工 事 名		/		項 目	評 価 内 容			実 施 内 容				(説 明)				(添付図)			
工 事 名		/																																									
項 目	評 価 内 容																																										
実 施 内 容																																											
(説 明)																																											
(添付図)																																											
工 事 名		/																																									
項 目	評 価 内 容																																										
実 施 内 容																																											
(説 明)																																											
(添付図)																																											
5-99	提出書類様式集 様式番号 9 指示書	監督職員 国土交通技官 ○○○○ 印	<p style="color: red;">支 出 負 担 行 為 担 当 官</p> <p style="color: red;">○○ 地方整備局長 ○○ 地方整備局副局長 ○○ 地方整備局次長 印</p> <p>又は</p> <p style="color: red;">監督職員 国土交通技官 ○○○○ 印</p>																																								

港湾工事共通仕様書(H24.4版)新旧対照表

頁	行又は項目	原文	改正
6-34	添付資料(別紙) アルカリ骨材反応抑制対策(土木構造物)実施要領	(記載無し)	<p style="text-align: right;">平成14年7月31日 国官技第 113号 国港環第 36号 国空技第 79号</p> <p>国土交通省大臣官房技術調査課長 港湾局環境・技術課長 航空局飛行場部建設課長</p> <p style="text-align: right;">各地方整備局港湾空港部長 から あ</p>
6-41 6-42	添付資料 6-2 レディミクスコンクリートの単位 水量測定要領(案)について	<p>7. 管理基準値・測定結果と対応 (2)</p> <p>1. 対象工事は、当面の間、1日当たりコンクリートの使用量が100m³以上施 国土交通省が建設する構造物に使用されるコンクリートおよびコンクリート工 場製品に適用する。ただし、仮設構造物のように長期の耐久性を期待しなくとも よいものは除く。</p> <p>2. 抑制対策 構造物に使用するコンクリートは、アルカリ骨材反応を抑制するため、次の3 つの対策の中のいずれか1つについて確認をとらなければならない。なお、土木 構造物については2.1、2.2を優先する。</p> <p>1m³に含まれるアルカリ総量をNa₂O換算で3.0kg以下にする。</p> <p>2.2 抑制効果のある混合セメント等の使用 JIS R 5211高炉セメントに適合する高炉セメント[B種またはC種]あるいは JIS R 5213フライアッシュセメントに適合するフライアッシュセメント[B 種またはC種]、もしくは混和材をポルトランドセメントに混入した結合材で アルカリ骨材反応抑制効果の確認されたものを使用する。</p> <p>2.3 安全と認められる骨材の使用 骨材のアルカリシリカ反応性試験(化学法またはモルタルバー法)の結果 で無害と確認された骨材を使用する。 なお、海水または潮風の影響を受ける地域において、アルカリ骨材反応に よる損傷が構造物の安全性に重大な影響を及ぼすと考えられる場合(2.3の対 策をとったものは除く)には、塩分の浸透を防止するための塗装等の措置を 講ずることが望ましい。</p> <p>注)試験方法は、JIS A 1145骨材のアルカリシリカ反応性試験方法(化学 法)またはJIS A 5308(レディーミクスコンクリート)の付属書7「骨 材のアルカリシリカ反応性試験方法(化学法)」、JIS A 1146骨材のアル カリシリカ反応性試験方法(モルタルバー法)またはJIS A 5308(レディ ーミクスコンクリート)の付属書8「骨材のアルカリシリカ反応性試験 方法(モルタルバー法)」による。</p>	<p>7. 管理基準値・測定結果と対応 (2) 削除</p>

港湾工事共通仕様書(H24.4版) 新旧対照表

頁	行又は項目	原文	改正
6-61	添付資料 9. 施工状況検査一覧表	工種:海上地盤改良工 工種[項目];床掘工[出来形] 検査時期;ポンプ床掘完了時 グラブ床掘完了時 硬土盤床掘完了時 砕岩床掘完了時 バックホウ床掘完了時	工種:海上地盤改良工 工種[項目];床掘工[出来形] 検査時期;ポンプ床掘完了時 グラブ床掘完了時 硬土盤床掘完了時 砕岩床掘完了時 バックホウ床掘完了時

港湾工事共通仕様書(H24.4版) 新旧対照表

頁	行又は項目	原文	改正
7-17	付属資料 (8)水路測量を実施する場合	[備考]許可申請書作成にあたっては、保燈監第365号(昭和51年12月24日) 「所管外航路標識許可事務処理要領」を参照すること。	削除